

令和 8 年度牧港補給地区拠点機能導入基礎調査業務委託に関する
委託業務プロポーザル選定実施要領

令和 8 年 7 月 6 日

浦添市長 松本 哲治

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和 8 年度 牧港補給地区拠点機能導入基礎調査業務委託
- (2) 業務内容：別紙「特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約日の翌日～令和 9 年 3 月 19 日（予定）
- (4) 提案上限額：¥17,776,000 円（税込）

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）。
- (3) 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、浦添市における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 実施方針及び評価テーマが適正であること。
- (7) 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。
- (8) 配置予定管理技術者は、次のいずれかの資格を有し、かつ、沖縄本島内に在住していません。
 - ・技術士（建設部門－都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）
- (9) 本業務においては主任技術者を配置しなくてはならない。主任技術者は、次のいずれかの資格を有していなければならない。
 - ・技術士（建設部門－都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）
- (10) 照査予定技術者は、次のいずれかの資格を有していなければならない。
 - ・技術士（建設部門－都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）
- (11) プロポーザル提出者は、本業務と同種又は類似する業務実績を 1 件以上有していなければならない（本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおり）

【同種業務】

- ・地方公共団体発注の土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域・地区まちづくり計画など）作成に関する実績
- ・地方公共団体発注の軍用地跡地利用計画等作成に関する業務

【類似業務】

- ・企業誘致等に向けた調査検討に関する実績

- (1 2) 管理技術者は、本業務と同種又は類似する業務実績を1件以上有していなければならない（本業務と同種又は関連する業務の定義は、以下のとおり）

【同種業務】

- ・地方公共団体発注の土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域・地区まちづくり計画など）作成に関する実績
- ・地方公共団体発注の軍用地跡地利用計画等作成に関する業務

【類似業務】

- ・企業誘致等に向けた調査検討に関する実績

- (1 3) 管理技術者の全ての手持ち業務金額及び件数が2億円以上もしくは10件以上でないもの（ただし、請負額が500万円未満の業務は1件に数えない）

- (1 4) 浦添市の入札参加資格者名簿に市内登録業者とされていることとし、単独もしくは共同企業体（JV、自主決定方式）とする。共同企業体の場合、市内登録業者を1者以上加えることとする。

＜共同企業体の場合の要件＞

- ・共同企業体を代表する構成員が応募を行うこと
- ・代表構成員から管理技術者を配置すること。
- ・共同企業体を構成する全ての構成員は、(1)～(5)の要件を満たすこと
- ・共同企業体として、参加資格の(6)～(14)を満たすこと

3. 提出書類

- (1) 意思表明書（様式1）※共同企業体協定書を添付

- (2) 会社概要（A4任意様式：以下の項目は必須）

※共同企業体の場合はすべての構成員が提出すること

- ・会社名
- ・所在地
- ・登録事業
- ・公的資格及び認証の取得状況（任意）
- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

- (3) 同種類別の業務実績（様式2-1、2-2）

※共同企業体の場合は代表企業の実績とする。

【同種業務】

- ・地方公共団体発注の土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、地域・地区まちづくり計画など）作成に関する実績
- ・地方公共団体発注の軍用地跡地利用計画等作成に関する業務

【類似業務】

- ・企業誘致等に向けた調査検討に関する実績

- (4) 本業務における管理技術者、主任技術者及び担当技術者調書（様式3）

※管理技術者は、住民票抄本を添付（マイナンバー表記なし）

- (5) 本業務にかかる実施体制（様式4）

(3) 回答方法：質問の内容及び回答に関しては、事務局の窓口にて公開

(4) 回答期限：令和8年7月13日（月）

7. 審査方法

(1) 一次審査

事務局において書類審査を行う。一次審査通過は3社を限度とし、その結果は全応募者に対して文書およびメールで通知する。

注）一次審査点数が、60点以下の場合には1次審査不通過とする。

(2) 二次審査

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、港湾基地政策局業務委託業者選定委員会（以下、業者選定委員会という）による審査を行う。詳細は8.のとおり。**注）二次審査点数が、60点未満の場合には非特定とする。**

8. 二次審査の詳細

(1) 日時：令和8年8月3日（月）予定

※日時の詳細については、一次審査通過者に対して別途連絡を行う

(2) プレゼンテーション

①発表時間：15分以内

②質疑時間：15分以内

- ・PowerPoint等を使用し、企画提案書の説明を行うものとする
- ・会場への入室は、説明者を含めて6名までとする
- ・事前に提出した企画提案書以外（動画データを除く）の追加資料配布は原則禁止とする
- ・①②の他、機材準備及び片付けのためにそれぞれ5分間ずつ設ける

(3) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機材について、事務局で準備するものは、大型液晶モニター（アスペクト比16:9）、HDMIケーブルのみとする。これ以外に必要な機材（パソコン、ケーブル等）は各自で用意すること。事前に機材の確認をしたい場合は、事務局と調整すること

9. 評価基準

一次審査及び二次審査の評価は、以下の項目に着眼して行う。一次審査と二次審査の評価はそれぞれ独立して行うものとするが、二次審査においては、一次審査の結果を参考にする場合がある。

一次審査			
評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
企業の経験及び能力	事務所所在地	事務所所在地 業務遂行に有利な資格 ※対象項目は、情報セキュリティ（ISMS）、品質管理（QMS）、個人情報保護（PMS） ※共同企業体の場合は、代表構成員を対象とする	35点程度
	業務実績	同種・類似業務実績の有無 (最大4件を評価)	
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格専門分野 居住地	40点程度
	業務実績	同種・類似業務実績の有無 (最大4件を評価)	

配置予定主任技術者の経験及び能	資格要件	技術者資格専門分野	15 点程度
	業務実績	同種・類似業務実績の有無 (最大 4 件を評価)	
担当技術者	技術者資格専門分野		10 点程度
一次審査 計 (注：配点および合計点は業者選定委員会により変動することがある)			100 点程度

二次審査			
評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
特定テーマ： 【GW2050 PROJECTS 「成長戦略」を踏まえた導入機能の配置の考え方及び具体の土地利用ゾーニング案】	正確性	牧港補給地区の跡地に関する過年度の計画や検討結果、GW2050 の検討内容が正確に把握・理解されている場合に高く評価する。	20 点程度
	合理性・わかりやすさ	提案の内容が合理的でわかりやすい場合に高く評価する。	20 点程度
	独自性	独自性のある土地利用ゾーニングの提案がなされている場合に高く評価する。	20 点程度
プレゼンテーション	わかりやすさ	企画提案書の内容をわかりやすく説明されている場合に高く評価する。	20 点程度
	内容理解	審査員からの質問に対して的確に回答できている場合に高く評価する。	20 点程度
見積書	妥当性	業務コストの妥当性	参考
二次審査 計 (注：配点および合計点は業者選定委員会により変動することがある)			100 点程度

10. 審査結果の通知

企画提案書プレゼンテーション実施後速やかに、文書およびメールにて通知する。ただし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11. 提案者の失格

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難もしくは不適切と認められる状態に至ったとき
- (4) 審査に公平性を害する行為があったとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、業者選定委員会において失格と認めたとき

12. その他の事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする
- (2) 提出された資料等については、本プロポーザル以外に無断で使用しないものとする
- (3) 提出された資料等については、返却しないものとする
- (4) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないも

- のは、無効の扱いとする
(5) 提出された資料は、審査を目的にその写しを作成し使用することができるものとする

13. 事務局の設置

事務局は、浦添市 企画部 港湾基地政策局 跡地未来課に置く。

14. スケジュール案

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり予定している。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル公告（意思表示・質問受付開始）	令和8年7月6日（月）
質問受付期限	令和8年7月9日（木） 17：00
質問回答	令和8年7月13日（月）
意思表示書提出	令和8年7月15日（水） 17：00
一次審査（書類審査）結果通知	令和8年7月20日（月）
技術提案書提出期限	令和8年7月24日（金） 17：00
二次審査（プレゼンテーション等）の実施	令和8年8月3日（月） 予定
二次審査結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約締結	令和8年8月中旬予定